

埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会設置要綱

（趣旨）

第1条 圏央道の開通により埼玉県では企業の立地ポテンシャルアップや物流拠点の大規模化・集約化・多機能化が進んでいる。一方、京浜港（東京港・川崎港・横浜港）の物流効率が悪化しており、特にトラック物流業の労働環境が益々悪くなっている。その結果、トラック運転手の不足、若手雇用の減少により、県内企業の海上コンテナ物流についてもコストの増加や輸送時間のロス等の課題が顕在化している。

このような状況から、荷主、陸運事業者、船会社などの連携により、空コンテナ輸送を減らすためのコンテナラウンドユース（コンテナ往復利用）を推進し、物流の効率化を図ることを目的に、埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（活動事項）

第2条 推進協議会は、次の活動を行う。

- （1）コンテナラウンドユースの実施
- （2）コンテナラウンドユースに関する情報・意見交換
- （3）コンテナラウンドユースに関する支援
- （4）コンテナラウンドユースに関する普及・啓発活動
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な活動

（構成）

第3条 推進協議会は、別表に掲げる構成員から成る。

- 2 地方自治体、民間企業等が、推進協議会に参加する場合は、第1条及び第2条を理解・賛同の上、事務局あて申込み、議長の承認を得るものとする。

（議長）

第4条 推進会議には議長を置き、埼玉県都市整備部まちづくり局長がこれにあたる。

- 2 議長は、推進協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、埼玉県都市整備部都市計画課長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会は議長が招集する。

2 構成員は、自ら指名するものを代理出席させることができる。

(共同体)

第6条 推進協議会の活動を実施するため、構成員からなる共同体を置き、共同体ごとに代表者を定めるものとする。

2 代表者は、共同体を総括し活動内容を協議会へ報告するものとする。

(オブザーバー)

第7条 推進協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(秘密の保持)

第8条 構成員は、推進協議会の活動において知り得た秘密を第三者に漏らし、又は第2条の活動以外の目的に利用してはならない。

(構成員の除外要件)

第9条 構成員として第3条第2項により議長が承認する者は、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。

(1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与

していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 構成員として第3条第2項により議長が承認後、前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、何らの催告を要せずして、構成員から除くものとする。

(事務局)

第10条 推進協議会の事務局は、埼玉県都市整備部都市計画課に置く。

(その他)

第11条 推進協議会が実施するコンテナラウンドユースにおいて損害が発生した場合は、当事者間の協議で解決することとする。

2 推進協議会の構成員及びその団体の職員による、脅威を抱かせる発言、言動はいかなる形であれ、推進協議会の趣旨に相容れない。

3 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。